

第 3 号（令和 5 年 3 月 2 2 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和5年3月井手町議会（定例会）会議録（第3号）

招集年月日

令和5年3月22日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年3月22日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和5年3月22日午前11時21分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	小割	直彦	6番	谷田	利一
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	辻井	祐介	議会書記	林田	夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
企画財政課長 寺井 佳孝
保健医療課長 中谷 誠
上下水道課長 仁木 崇

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第3号〕

令和5年3月22日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 井手町個人情報保護法施行条例制定の件
- 第3 議案第2号 井手町個人情報保護審査会条例制定の件
- 第4 議案第3号 井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第5 議案第19号 令和5年度井手町一般会計予算
- 第6 議案第20号 令和5年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第7 議案第21号 令和5年度井手町水道事業会計予算
- 第8 議案第22号 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第9 議案第23号 令和5年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第24号 令和5年度井手町介護保険特別会計予算
- 第11 議案第25号 令和5年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第26号 令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第13 議案第27号 井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第28号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 第15 議案第29号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第16 議案第30号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第17 議案第31号 財産取得について同意を求める件
- 第18 議案第32号 財産取得について同意を求める件
- 第19 議案第33号 財産取得について同意を求める件
- 第20 報告第2号 専決処分の報告について
- 第21 報告第3号 専決処分の報告について
- 第22 発委第1号 井手町議会の個人情報の保護に関する条例について
- 第23 発議第1号 同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書
- 第24 発議第2号 時限的な消費税の減税及びインボイス制度の中止を求める意見書

第25 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和5年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

町長より、議案第27号として、井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に
関する条例の一部を改正する条例制定の件が、議案第28号として、令和5
年度井手町一般会計補正予算（第1回）が、議案第29号、第30号として、
工事請負契約変更について同意を求める件が、議案第31号、第32号、第
33号として、財産取得について同意を求める件が、報告第2号、第3号と
して、専決処分の報告についてが追加提案として提出されております。

また、谷田みさお議員より、発議第1号、同性婚の法制化に関する議論の
促進を求める意見書と、発議第2号、時限的な消費税の減税及びインボイス
制度の中止を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付
いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく
審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、小割直彦
議員、6番、谷田利一議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件、
日程第3、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件の2件を一
括議題とします。

本2件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲総務文教常任委員会委員長。

5番（脇本尚憲） ただいま議題となっております議案第1号、井手町個人
情報保護法施行条例制定の件及び議案第2号、井手町個人情報保護審査会条
例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結
果についてご報告します。

本委員会は、3月16日に招集いたしまして、5名の委員全員出席の下、
町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その

質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件の審査について、まず、委員からの個人情報の開示請求例についての質疑には、年度ごとの件数に加え、戸籍謄本や住民票の交付申請書の写し、要介護認定の結果通知などの請求例があるとの答弁がありました。

また、条例の改正概要についての質疑には、今回の法改正を受け、全国で統一的な見解の下、個人情報を取り扱うことになったとの答弁がありました。

また、個人情報保護法の見直し時期についての質疑には、国が必要に応じて時期を判断され、法改正をされるとの答弁がありました。

また、罰則規定の適用例についての質疑は、これまで町で適用例はないが、職員が個人情報を故意に悪用した場合などに罰則が適用されるとの答弁がありました。

次に、討論はなく、採決を行った結果、議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

次に、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件の審査について、委員からの町個人情報保護審査会の委員や開催頻度、開催内容についての質疑には、委員は現在、大学教授、弁護士、人権擁護委員、行政相談委員、公平委員の5人が就任されており、委員の委嘱も兼ねて2年に1回程度開催している。開示請求等に対する決定に不服申立てがあった場合に審議しているとの答弁がありました。

次に、討論はなく、採決を行った結果、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ただいま議題となっております議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件に反対、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件に賛成の立場で討論を行います。

国のデジタル関連法の一環として、個人情報保護法が改正をされ、全国共通の規定が直接適用されることから、施行条例は限定的な条文になっております。本町の従来の条例の目的として、個人情報の適正な取扱いの確保、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される町政の適正な運営に資することが挙げられておりました。

しかし、改正された国の個人情報保護法の目的では、個人の権利利益の保護は、個人情報の適正かつ効果的な活用、個人情報の有用性に重点が置かれており、個人情報の収集は、本人から収集するなどの制限、目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限などが大幅に緩和をされ、個人情報を活用して、新たな産業の創出とか、活力ある経済社会に資するなど、行政の持つ個人情報を民間営利企業に開放しようという趣旨のものです。

今回新たに導入される匿名加工情報の仕組みは、個人を識別できないように加工したから、もはや個人情報ではないというふうに定義をされています。しかし、どんなに加工されていたとしても、もともとの情報が個人のものであることに違いはなく、プライバシーに関わる情報を本人が知らないところで同意もなく、行政から民間にデータを提供することになりかねません。

自治体の持つ個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請、届出に伴い、義務として提出されたりするものがほとんどです。従来は厳格に個人情報の保護に努めてきました。ところが、今度はその個人情報を営利企業のもうけのために提供するなどということは看過できません。また、個人情報の開示決定の期限が、従来の条例では15日以内としていたものを、個人情報保護法では30日以内と規定され、個人の知る権利の後退となります。以上の理由から、第1号議案に反対をいたします。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号、井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲総務文教常任委員会委員長。

5番(脇本尚憲) ただいま議題となっております議案第3号、井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月16日に招集いたしまして、5名の委員全員出席の下、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、委員からの施設利用料について、具体的にどういった利用を想定しているかの質疑には、将来的には施設の活用の形態については、指定管理者との協議にもよるが、利用者がイベントなど収益事業をされる場合には、利用料を支払っていただくことになるとの答弁がありました。

また、現在の準備状況と将来的なスケジュールについての質疑には、これから出荷者協議会を設立し、野菜や野菜に関する加工品などを陳列する年間計画をつくっていく。また、そのほかにも各種調整を行っており、4月から

の従業員募集など、きめ細かくスケジュールを詰めているところとの答弁がありました。

また、井手町地域振興交流拠点施設が将来的に道の駅として認定されるための条件についての質疑には、現在、国土交通省が国道24号城陽井手木津川バイパスの整備を行っており、さらに駐車スペースや情報発信施設が設置されれば、今回の交流拠点施設を併せて道の駅として申請し、認定を受けることになる。国道の整備が見通せた段階で必要な手続を踏んでいくとの答弁がありました。

次に、討論はなく、採決を行った結果、議案第3号、井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第3号、井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算から、日程第12、議案第26号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件についての委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫予算特別委員会委員長。

4番（奥田俊夫） ただいま議題となっております議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算から議案第26号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月8日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、令和5年度の8件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3月13日、15日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算、議案第20号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和5年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号、令和5年度井手町介護保険特別会計予算の4議案は、いずれも賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決し、議案第21号、令和5年度井手町水道事業会計予算、議案第22号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第25号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第26号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（西島寛道） これで委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) ただいま議題になっております議案第19号から第26号の8議案のうち、議案第19号、井手町一般会計予算、第20号、井手町国民健康保険特別会計予算、第23号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第24号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第21号、井手町水道事業会計予算、第22号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第25号、井手町公共下水道事業特別会計予算、第26号、井手町多賀財産区特別会計予算の4議案には賛成の立場で討論をいたします。

諸物価、特に光熱費が劇的な値上げとなり、まさに住民の暮らしは爪に火をともしような事態となっています。年金生活者は、マクロ経済スライドの発動で、年金の引上げ幅が物価上昇に追いつかず、実質目減りとなっています。住民に広く行き渡る水道基本料金免除を続け、国の支援を受けられないLPガス利用者への支援に取り組むべきです。

町長は繰り返し、本町は自主財源に乏しく、依存財源に頼っているので、経済動向や国、府の対応により大きな影響を受ける。財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くとおっしゃいます。しかし、汐見町長、あなたは28年もの長きにわたって町長を務めてこられたのに、28年間かかっても、あなたが財政構造を変えられなかった、町を変えることができなかったということをご自分で認めておられるということではありませんか。

人口減少対策として、奈良線の複線化、白坂開発、国道バイパスの三つが大事と、これも繰り返しおっしゃっています。しかし、奈良線複線化の第二期工事は完了し、白坂テクノパークも井手町域では企業誘致が完了、国道バイパスのルートも確定をしております。それでも人口減少の波は止まりません。夢と希望とスピードが欠けていると言わざるを得ません。

JR学研都市線や近鉄線へのアクセス強化になぜ背を向けられるのか。せっかく始まる移動支援事業にも、町内だけではなく近隣市まで行けるようにしてほしいと、始まる前から強い要望がございます。スピード感を持って住宅を増やすことは大事ですが、町外であっても、近隣の魅力ある商業施設や医療インフラを本町と一体のものとして感じられるようにすることが、本町の魅力をも高めることになるのは間違いないと考えます。

一般会計では、役場新庁舎の完成が大きくずれ込み、多額の追加費用を生んでいます。莫大な費用をかけて建設する新庁舎やふれあいセンター、地域振興交流拠点等へのアクセスは、車やバイクなどに乗らない、乗れない住民、高齢者、障がい者、ベビーカーなどを使う子育て世代への配慮もありません。高齢者を対象に移動支援を行う社会福祉協議会への補助金は計上されていますが、毎日運行されない、近隣市の医療機関や商業施設へ行けないなどと、期待外れです。

災害時の避難情報伝達のために同報系防災無線の整備を求めてまいりましたが、ようやく屋外スピーカーによる防災無線設備に関する費用が計上されています。次は至急に戸別受信機を全戸に配置し、きちんと伝わり、誰一人取り残すことのない災害避難情報伝達に進化をさせるべきです。

国民健康保険特別会計では、人間ドック費用助成に273万円計上されています。予算があるので、12月末まで申込みを受け付けるとのことでした。予算に余裕があるなら、他の自治体でも行われている脳ドックの助成にも踏み出すべきではないでしょうか。

後期高齢者医療特別会計では、昨年10月から窓口負担2割が導入されて、221人、17%もの人が適用になっています。保険料の均等割を7割、5割、2割と軽減されている低所得者の割合が、被保険者の71%を超えています。それほど収入が少ない高齢者が多い中で窓口負担が2倍となるのは、受診抑制を招きかねません。マイナ保険証の登録者は、後期高齢者では3割にすぎず、紙の保険証の廃止は高齢者の実態を無視した政策です。マイナンバーカードを持たない、持てない人にも差別のない医療を提供するべきです。

介護保険特別会計では、新型コロナの影響が高齢者の介護にも大きな影響を与えています。引き籠もりがちな高齢者が積極的に介護予防事業等に参加できる工夫をお願いします。新年度は、2024年度からの第9期介護保険事業計画をつくる年度となりますが、これ以上の保険料の引上げを回避できるよう、特段の努力をお願いいたします。

以上の理由から、議案第19号、第20号、第23号、第24号の4議案に反対、第21号、第22号、第25号、第26号の4議案に賛成をいたします。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6番（谷田利一） ただいま議題となっております令和5年度井手町一般会計予算並びに特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

まず、令和5年度の一般会計予算の総額は46億6,800万円で、庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業などが一定落ち着いたことから、前年度と比較いたしますと大きく減少となっておりますが、引き続き人口の減少を食い止め、いかにしてまちを活性化させるかという本町の最も大きな課題の解決のために、利便性向上のためのJR奈良線の全線複線化、雇用の創出や税収確保のための企業誘致、住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の三つの事業に重点を置き、諸課題に積極的に取り組むための予算が計上されております。

新年度予算の主な事業として、具体的に申し上げますと、まず、総務関係では、新庁舎完成に伴う竣工記念事業や利便性向上のためのJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、また、本町への交流人口や関係人口拡大のためのイノベーションチャレンジ事業、井手応援隊活動拠点運営事業、ふるさと納税寄附金活用事業などが計上されています。

次に、民生関係では、高齢者移動支援実証運行への補助や、自動車急発進防止装置取付の助成をはじめ、老人クラブ活動助成、障害者自立支援事業費、バリアフリー整備、福祉タクシー事業など、高齢者、障がいのある方に対する数々の充実した支援策や、子どもの健やかな育ちと子育て世代を支援するための医療費助成、チャイルドシート等購入費補助、また出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的とした井手町出産応援給付金、定住促進奨学金返還支援金など、各世代に配慮した予算が計上されています。

次に、衛生関係では、各種健診事業の実施のほか、不妊治療給付事業の拡充や出産・子育て相談・応援支援事業、再生可能エネルギーの普及促進のための薪ストーブ等設置補助や住宅用太陽光発電システム等の設置補助などが計上されています。

次に、農林関係では、イノシシ、猿、鹿などから農作物を守るための有害鳥獣駆除をはじめ、良質米出荷奨励事業や肥料高騰対策支援支給、山林や里山の景観を守るための森林整備事業などが予算計上されています。

次に、商工関係では、商工業の振興を図るための町商工会振興事業やいでちよう百縁商店街事業補助、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業への補助をはじめ、地域振興交流拠点施設の開業に向けた支援を行うためのテオテラスいでスタートアップ事業や特産品開発推進事業などが計上されています。

次に、土木関係では、人口減少対策として、宅地開発検討業務をはじめ、町内の公園整備や河川・下排水路の改修、橋梁の長寿命化事業、道路舗装、府立特別支援学校への緊急車両の進入路となる道路整備、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路となる町道整備、山城多賀駅前商業施設建設に関連した町道整備、多賀地区町営住宅建替事業や、計画的に実施している町営住宅外壁改修など、住民の生活を守る暮らしの周辺整備に多く予算計上されています。

次に、消防関係では、災害に強いまちづくりのために、災害時情報伝達手段整備や防災システム移転事業、防災訓練などが予算計上されています。

最後に、教育関係では、ランリュック・安全帽支給事業をはじめ、小学校児童や中学校生徒の学力向上のための数検チャレンジ推進事業の拡充や英検チャレンジ推進事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業、また、保護者負担の軽減を図るため、給食費の完全無償化や修学旅行費援助、多賀地区生徒の通学費助成など、教育環境充実のための予算が計上されています。

以上のように、本年度の予算を見ると、教育や福祉、子育て環境のさらなる充実、暮らしの周辺整備、商工業の活性化や農業の振興、防災対策など、多岐にわたる住民ニーズに的確に応えながら、第5次井手町総合計画の中でまちの将来像として掲げている「～居心地よく、住んでみたい、住み続けたい～安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」の実現に向け、各分野において、より一層充実した行政サービスを目指し、継続事業にも十分配慮しつつ、新規事業にも積極的に取り組むための所要の経費が計上された予算編成であることが見てとれます。

また、特別会計につきましても、総額は28億6,711万8,000円で、医療、介護、高齢者福祉など、住民が安心して暮らせるための予算であり、上下水道についても、計画的に整備・更新を行うための予算であることがうかがえます。

以上、自主財源が乏しい中においても、限られた財源を有効活用して、行

政水準や住民サービスの質を向上させ、継続的な取組をさらに着実に前進させるという思いが籠もった、充実した予算編成であると高く評価いたします。

以上のことから、令和5年度一般会計並びに特別会計の予算に賛成いたします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（西島寛道） 举手多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（西島寛道） 举手多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号、令和5年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（西島寛道） 举手全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和5年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、令和5年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第27号、井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、議案第27号、井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、山城多賀駅前商業施設の開発区域を給水区域に加えるため、所要の改正を行うものです。

それでは、2ページをお開き願います。井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数3683ページ、第2条、水道事業の規定でありまして、「それぞれ次の各号」を「次の各項」に改める字句の整備であります。

次に、同じく3683ページ、別表第1でありまして、給水区域に大字多賀、小字飛鳥田、二ノ坪の一部を加えるものです。

1ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第27号、井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第28号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第28号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,100万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額4億5,180万5,000円、補正額1,300万円、計4億6,480万5,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額46億6,800万円、補正額1,300万円、計46億8,100万円であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。4款衛生費、補正前の額3億189万6,000円、補正額1,300万円、計3億1,489万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,300万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額46億6,800万円、補正額1,300万円、計46億8,100万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,300万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 歳出の方で6ページですけど、新型コロナウイルスワクチン接種事業が1,300万円新たに補正されるわけですが、当初は250万円しかなかったのが1,300万円増えるというのは、またワクチンを打つ対象者などが変わるのか、どういう内容かお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の補正につきまして、去る3月7日に国の方の厚生科学審議会のワクチン分科会が開催されまして、令和5年度の接種としまして、令和5年春開始接種というのが新たに加わったというところでございます。当初計上させていただいておりました250万円は、今まで実施しておりました令和4年秋開始接種について、引き続き継続して実施するものでございましたが、新たに令和5年春開始接種を実施するための予算というところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) その対象者は変わるんですか。新たに春から開始するというのは、どういうワクチン接種ですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) 対象者につきましては、春開始接種につきましては、初回接種を完了した65歳以上の方、また、基礎疾患等を有する5歳以上の方となっております。そのほか、医療従事者でありますとか、施設従事者の方が対象ということになっております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（西島寛道）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第28号、令和5年度井手町一般会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第29号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　それでは、議案第29号、工事請負契約変更について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第5号、井手町新庁舎建設（建築・機械設備）工事。2、変更契約金額、金17億3,855万3,300円、うち取引に係る消費税額、金1億5,805万300円。3、今回変更による増額、金4,165万3,700円、うち取引に係る消費税額、金378万6,700円。4、契約の相手方、京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町513、奥村・中和特定建設工事共同企業体、株式会社奥村組、京滋営業所、所長、土屋勝弘氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回、維持管理や利便性の向上を図るため、パイプスペースへの点検工の追加及び建具の高さ調整や扉、飛沫防止パーテーションを設置する等の建具の変更、また、床及び天井部分の配管・配線ルートについても、将来の維持管理を考慮して見直し、精査したことにより、コンクリート部分の貫

通箇所等の追加、さらに、出土した基壇の解説板を新庁舎の壁に設置するなどを追加することなどにより、契約を変更するものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　全て細かい内訳は構いませんけれども、4,160万円って結構大きな額ですから、何が高いんですか。一番金額の高い変更点はどんなものなのか。

それと、それだけ変更して、工期は変わらず、以前1回延長していますので、それで工期は守れるのかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　先ほどのご質問でございますが、計上させていただいている金額で、一番高いといたしますと、木工事、造作といたしまして、建物の中の例えば日除けのブラインドボックスで、そういうものの箱の大きさをうまくしまえるように、そういう造作というものの大きさの調整などをしまして、具体的にはそちらの方で300万円ほど上がっておるということでございます。ただ、全体としまして、建具の変更で約2,000万円、建具の変更が一番多い変更ということでございます。

工期につきましては、変更はございません。

以上でございます。

議長（西島寛道）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第29号、工事請負契約変更について同意を求める件を採

決めます。

議案第 29 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第 29 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 16、議案第 30 号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) それでは、議案第 30 号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町山吹ふれあいセンター建設工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、3 社教工第 4 号、井手町山吹ふれあいセンター建設工事。2、変更契約金額、金 10 億 9,777 万 300 円、うち取引に係る消費税額、金 9,979 万 7,300 円。3、今回変更による増額、金 3,066 万 9,100 円、うち取引に係る消費税額、金 278 万 8,100 円。4、契約の相手方、京都市下京区五条通西洞院西入小柳町 518 番地、公成・松輝特定建設工事共同企業体、公成建設株式会社、代表取締役、絹川雅則氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の主な増額の理由といたしましては、将来の維持管理や耐久性のさらなる向上を図るため、窓枠の開口部における仕様等を変更したことにより、それに伴う外装パネル、金属建具、木造額縁等の変更を行ったことによるものであります。また、1 階北側の井手町地域振興交流拠点施設の指定管理者と調整をし、カフェ部分の床材について、維持管理を考慮し、コンクリート仕上げから耐久性の高いタイル材への変更をしたこと、厨房機器の使用が決定したことによる厨房機器の接続工事を追加したことによるものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 窓枠の形状の変更と言われたんですか。将来の維持管理にいいようにというのは、少し細かい話ですけど、どういう形だったものがどうなったのか、なぜそれをするか維持管理によいのか。

カフェの床の件は分かるんです。コンクリートを止めてタイルにしました、ああ、なるほどねと。最初に設計で決めておられたと思うんです。窓枠をなぜ今になって、変えないといけないのか、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) ただいまの質問にお答えいたします。

窓枠といいますか、当初、設計上見ておりました開口につきましては、採光とか、それからいろんなことを考えて、できるだけ開口部の大きいもので設計をしておりまして、それに伴って環境がよくなるようにという形で、そういう当初設計をしておりました。

その施工を進める中で、大きな窓枠にして、全体としての強度を考えたときに、やっぱりもう少し小割りをした方が全体としての耐久性が増すのではないかということで、その部分について、大きな窓を二つに分けたりという形で今回変更してございまして、それに伴いまして、それに附属する、その間の外壁のパネルとかいうものも追加が必要になったというところでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 一度に聞けばよかったですけど、今の説明だと結構変更が多いじゃないですか。それは1か所じゃないわけでしょう。工期は大丈夫なのか。仕入れする物が変わりますよね。工期に影響はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 今申し上げました変更による工期の大きな変更はございません。当初どおりでございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第30号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第30号は同意することに決定しました。

次に、日程第17、議案第31号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） それでは、議案第31号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地域振興交流拠点施設厨房機器等購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、4地創物第2号、地域振興交流拠点施設厨房機器等購入。2、取得金額、金1,870万円、うち取引に係る消費税額、金170万円。3、取得の相手方、大阪府大阪府中央区内本町2丁目2番12号、ホシザキ京阪株式会社、代表取締役、田中裕一氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の厨房機器等購入につきましては、現在建設中の山吹ふれあいセンターの1階北側を中心とする地域振興交流拠点施設の厨房の機器や物販エリアの冷蔵ショーケース等の備品を新規に購入するものでございます。

また、入札参加業者数につきましては1者で、予定価格額は税抜き1,7

30万円、落札率は98.27%でございました。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 1者入札ということですのでけれども、こういう厨房機器などを扱う事業者というのは、そんなに数が少ないものなのか、どうなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 厨房機器を扱う業者につきましては、井手町の入札参加資格名簿に記載されていますと、7者ほどございました。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 厨房機器導入の、具体的にはどういったものを導入されるのか、また、導入したことによって、どういったものが作れるとか、こういったものが新しくできるというのがあれば、教えてください。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） まず、物販エリアに対しましては、多段の冷蔵ショーケースと、ソフトクリームとかアイスクリーム、プリン等を並べるショーケース、それからプレハブの冷凍庫、アイスとか冷凍の麺を保管するものとか、それから、厨房につきましてはスチームコンベクションオーブン、全自動のドリップコーヒーマシンとかソフトクリームサーバーであるとか、またハイパワーの解凍ゆで麺器、そういうものも設置する予定でございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第31号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第31号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

次に、日程第18、議案第32号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人）　　それでは、議案第32号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地域振興交流拠点施設物販管理システム購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、4地創物第3号、地域振興交流拠点施設物販管理システム購入。2、取得金額、金1,042万8,000円、うち取引に係る消費税額、金94万8,000円。3、取得の相手方、京都府京都市伏見区竹田西内畑町19番地、株式会社三井田商事、代表取締役、井上智之氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の物販管理システム購入につきましては、現在建設中の山吹ふれあいセンターの1階北側を中心とする地域振興交流拠点施設において、カフェ飲食用発券機、POSレジシステム、出荷者と生産者への自動メールシステムやクラウドシステム環境を構築する物販管理システムの備品を新規に購入するものであります。

なお、入札参加業者は4者であります。予定価格額は税抜き1,170万円でございます。落札業者の入札額は948万円で落札率は81.03%で

ございました。ほか各者の入札額は、全て税抜きで、杉山弘文堂 9 6 7 万円、タカダ事務機株式会社 9 8 0 万円、城南教材 1, 0 2 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） こういうシステムができないと営業できませんけど、納入の期限というのをいつにされていますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 納入期限につきましては、6 月 3 0 日ということにしております。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 2 号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第 3 2 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第 3 2 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 1 9、議案第 3 3 号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人）　それでは、議案第 33 号、財産取得について同意を求め
る件につきましてご説明申し上げます。

地域振興交流拠点施設什器等備品購入について、下記のとおり財産取得を
したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分
に関する条例第 3 条の規定により、同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、4 地創物第 4 号、地域振興
交流拠点施設什器等備品購入。2、取得金額、金 990 万円、うち取引に係
る消費税額、金 90 万円。3、取得の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手
小字野畑 19 番地、尾崎林産工業株式会社、代表取締役、尾崎友紀氏。4、
取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の什器等備品購入につきましては、現在建設中の山吹ふれあい
センターの 1 階北側を中心とする地域振興交流拠点施設のカフェエリアにお
けるテーブルや物販エリアにおける什器等備品を新規に購入するものでござ
います。

また、入札参加業者数につきましては 1 者で、予定価格額は税抜き 1, 1
29 万円、落札率は 79. 72% でございました。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 33 号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第 33 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第 33 号は同意するこ
とに決定しました。

次に、日程第 20、報告第 2 号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次ページをご覧ください。

専決処分書であります。工事請負契約変更の件。工事請負契約変更について、別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回、電算関係や防災行政無線関係等の各システム業者との協議の結果、必要となる配線や配管の追加等により変更契約をするものであります。

それでは、次のページをご覧ください。

工事請負契約変更の件でございます。井手町新庁舎建設(電気設備)工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象、3井総第6号、井手町新庁舎建設(電気設備)工事。2、変更契約金額、金3億6,442万3,400円、うち取引に係る消費税額、金3,312万9,400円。3、今回変更による増額、金304万7,000円、うち取引に係る消費税額、金27万7,000円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪6、株式会社小川電気商会、代表取締役、小川督氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で報告第2号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第21、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項です

ので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次ページをご覧ください。

専決処分書であります。工事請負契約変更の件。工事請負契約変更について、別紙のように定める。上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回、新山吹ふれあいセンターの雨水排水について適切に処理するため、雨水排水管の設置及び縁石工を追加することにより契約変更をするものであります。

それでは、次ページをご覧ください。

工事請負契約変更の件でございます。井手町新庁舎等計画地外構工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記といたしまして、1、契約の対象、4井総第9号、井手町新庁舎等計画地外構工事。2、変更契約金額、金2億3,313万1,800円、うち取引に係る消費税額、金2,119万3,800円。3、今回変更による増額、金462万円、うち取引に係る消費税額、金42万円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48-3、中和・山川特定建設工事共同企業体、中和建設株式会社、代表取締役、中谷英輔氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で報告第3号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第22、発委第1号、井手町議会の個人情報保護に関する条例についてを議題とします。

発委第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲総務文教常任委員会委員長。

5番(脇本尚憲) 5番、脇本尚憲です。

それでは、ただいま議題となっております発委第1号、井手町議会の個人情報保護に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

まず最初に、提出条例の制定目的であります。令和5年4月1日施行期日となっております改正後の新個人情報保護法では、各地方公共団体に個人情報の取扱いに関する全国一律の共通ルールが適用されるようになりますが、議会は自立的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとの理由から、国会や裁判所と同様に、法が規定する共通ルールの適用対象外とされることとなりました。しかしながら、現行条例では議会も条例の実施機関とされており、引き続き措置を講じる必要があることから、今回新たに議会独自の個人情報保護条例を制定するものです。

次に、提出条例の制定経過についてですが、条例制定に向けた検討は、これまで全国議長会から提供された条例モデル等を基に、府町村議長会及び府内11町村で情報共有を図りながら、本3月定例会での提案を目指し、新規条例案について協議を行ってまいりました。令和4年11月には総務文教常任委員会に府町村議長会から講師を迎え、今回の条例制定の背景や趣旨について調査・研究を行い、その後も条例案を基に、京都地方検察庁と罰則規定についての協議を行いながら、令和5年2月には第2回目となる総務文教常任委員会を開催し、最終的な意見調整や条例の規定内容について理解を深めるなど、新規条例の制定作業を進めてきたところです。

次に、提出条例の概要を説明させていただきます。条例は、6章から成る本文57条及び附則で構成されております。

本文の主な概要を申し上げますと、まず第1章の総則では、本条例の制定目的や用語の定義を規定しております。

次に、第2章の個人情報等の取扱いでは、個人情報の保有に当たっての利用目的の特定や明示、利用及び提供の制限等を規定しております。

次に、第3章の個人情報ファイルでは、個人情報ファイル簿の作成及び公表等を規定しております。

次に、第4章の開示、訂正及び利用停止では、保有個人情報の開示請求の

手続等を規定しております。

次に、第5章の雑則では、適用除外等を規定しております。

次に、第6章の罰則では、違反行為に対する罰則を規定しております。

最後に、附則では、本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。

以上が提出条例の主な概要であります。詳細な内容につきましては、配付しております議案のとおりであります。

なお、今回の調査・研究を通じて、今後はより一層、私たち議員がこの条例の内容をしっかりと理解し、法令遵守に努めていく必要があることを再認識しました。議員各位におかれましては、提案の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　ただいま議題となっております井手町議会の個人情報保護に関する条例について、反対の立場で討論を行います。

国のデジタル関連法の一環として個人情報保護法が改正され、地方公共団体では全国共通の規定が直接適用されることとなりましたが、議会は適用対象外となっております。したがって、独自に条例を制定できるわけですが、今回、個人情報の開示決定の期限が従来15日以内としていたものを、法律どおりに30日以内とするなど、結局、個人情報保護法の規定どおりの内容となっております。

町村議会では、京都府内では法律どおりの30日としたところが多いというふうにも私もお聞きしましたが、一般市、政令市等では15日のところも多数ありまして、本町がどうしても15日にする必要があったのか、まだ理解ができませんので、賛成できません。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、発委第1号、井手町議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第1号、同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書を提案したいと思います。

政府は、憲法第24条、婚姻の自由についての条文ですが、これにおいて、同性婚を想定していないとして閣議決定をしておりまして、現時点では検討していないため、憲法に適合するか否かの検討も行っていないという見解を表明してきましたが、G7各国ではLGBT差別禁止法や同性カップルの法的保障がないというのは日本だけとなっております。

我が国でも既に同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を実際に営んでおりまして、民法上同性婚が認められていないということで、共に築いた財産の相続も他人と同じ扱いになっている。共に子どもを育てている同性カップルが、大阪府や愛知県では養育里親となっている方々がいるわけですが、法的にその子の両親にはなれないでいます。結婚後、伴侶の同意の下で性別適合手術を受けた場合には、戸籍上の性別変更が許されずに、異なる性別で扱われることに苦しみ続けている方もあります。これらは地方自治体に広がりつつあるパートナーシップ制度だけでは解決できない問題です。

性的少数者に対する理解がなかった憲法制定当時、同性婚は想定されていませんでしたが、現在では性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけているほどでありまして、岸田文雄首相も、性的少数者や同性婚カップ

ルを「見るのも嫌」と発言した首相秘書官を更迭し、「発言は言語道断」と述べ、国会で謝罪するとともに、多様性が尊重される社会の実現に向けて努力していくと述べているほどであります。

最新の朝日新聞の世論調査、今年2月のものでありますが、同性婚を法律で「認めるべきだ」が72%、「認めるべきではない」が18%でした。社会的な理解も進む中で、国が「検討していない」という状態から「議論する」という状態へ進むことが今、求められているのではないのでしょうか。

よって国におかれては、同性婚の法制化に関する議論を促進し、早期に結論を示すように強く求めるという意見書の内容であります。

今の憲法が制定された当時は、婚姻というのは家と家との結婚制度というような認識が一般的であったときに、そうではないと、両性の当事者2人の合意の下でのみ成立できるんだということを憲法に書いたわけで、家制度との対比の問題で「両性の合意」という言葉を使ったわけですが、当時、男性と女性しか認めないというようなことがはっきりと書かれているわけでもなく、禁止規定もありません。これは解釈の問題になっています。

民法でも禁止はしていないわけです。ただ、民法の中に「男」とか「女」とか「夫婦」という言葉が出てきますので、同性同士の結婚は認められていないというふうに今、解釈をされているわけですが、もはやそういう時代ではないと、世論では、特に若い世代ほど認めるべきだという意見が強いわけでありまして、ぜひ皆様方にもよくお考えいただいて、賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見

書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

次に、日程第24、発議第2号、時限的な消費税の減税及びインボイス制度の中止を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 時限的な消費税の減税及びインボイス制度の中止を求める意見書を提案させていただきます。

コロナ危機により景気が低迷し、困難な生活が長期に及んでいるところに、ロシアのウクライナ侵略に加え、日銀の異次元の金融緩和による異常な円安が、食料品や原油、電気料金などの物価高騰を招き、市民の暮らしと中小業者の営業に深刻な影響を与えております。

住民の実質賃金は低下し続けて、生活必需品の値上がりで暮らしが大変苦しくなっております。また、中小事業者は原材料価格の高騰を売上げに転嫁できずに収益を悪化させています。

物価高騰は電気、ガス、食品、生活必需品などあらゆる部門に及んでおり、国民生活にも中小事業者にも緊急の支援が求められています。生活必需品などの消費税負担を軽減すれば、国民の購買力を高め、経済活動の活性化にもつながります。

また、本年10月から実施される予定のインボイス制度は、コロナ禍や物価高騰で苦しむフリーランスの方々や零細な事業者にとって、取引からの排除や、さらなる負担増となり、廃業を余儀なくされる懸念もあります。

よって国におかれては、下記の緊急対策を行われるよう強く求めます。

記としまして、1、時限的に消費税の減税を行うこと。

2、インボイス制度を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

よろしく願いいたします。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第2号、時限的な消費税の減税及びインボイス制度の中止を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

次に、日程第25、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和5年3月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時21分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 小 割 直 彦

署名議員 谷 田 利 一